

第6章 捜査に対する被疑者の防御

論点 「捜査のため必要があるとき」(39Ⅲ本文)の意義 論 司H28,予

R3

A

総合 139頁

問題 第20問

論証

接見指定が適法と認められるためには、「捜査のため必要があるとき」に該当すること及び「公訴の提起前」であることを要する(39条3項本文)。ここで、「捜査のため必要があるとき」とはどのような場合をいうか。その意義が問題となる。

接見指定制度の趣旨は、被疑者の身柄拘束期間に厳格な制限が存在すること(203ないし208条)に鑑みて、被疑者の身柄を利用した捜査の必要と接見交通権(39条1項)の行使との間の合理的な調整を図るという点にある。しかし、接見交通権は、弁護士依頼権(憲法34条前段)に由来する重要な権利である。そのため、上記の調整を図るために接見交通権の行使を制限することが許されるのは、例外的な場合に限られるものと解すべきである。

そして、かかる解釈を前提とすると、「捜査のため必要があるとき」とは、弁護士等の申出に沿った接見等を認めると取調べの中断等により捜査に顕著な支障が生じる場合をいうものと解される。より具体的には、弁護士等からの申出の時点で現に被疑者を取調べ中である場合や実況見分等に立ち合わせている場合、間近い時にそれらの捜査を行う確実な予定があって、申出に沿った接見等を認めたのでは当該捜査が予定どおり開始できなくなるおそれがある場合などは、原則として「捜査に顕著な支障が生じる場合」に該当し、接見指定が許容され得るものとする。

※ 現に被疑者を取調べ中であっても、捜査に顕著な支障は生じないと判断される余地があることに注意されたい。

●最大判平11.3.24
【百選34】